

認定第1号

令和6年度南あわじ市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度南あわじ市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 2 号

令和 6 年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 3 号

令和 6 年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第4号

令和6年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度南あわじ市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 5 号

令和 6 年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 6 号

令和 6 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 7 号

令和 6 年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 8 号

令和 6 年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市広田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 9 号

令和 6 年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市福良財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 10 号

令和 6 年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市北阿万財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 1 1 号

令和 6 年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市沼島財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第 1 2 号

令和 6 年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南あわじ市下水道事業会計収入支出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘